

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の推進体制

ア 長野県生涯学習審議会

設置根拠：生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条

長野県附属機関条例第2条第1項

設置目的：県教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

※ 令和6年度休会

イ 長野県生涯学習推進本部

設置根拠：生涯学習関連事業の総合的な企画及び調整を行うため、平成3年に設置。

事業概要：「生涯学習月間」の設定

県民の生涯学習に対する意識の高揚を図り、多様な学習活動が活発に展開されるよう、11月を「生涯学習月間」と定め、生涯学習の普及啓発に努めた。

実施内容は(2)のとおり。

(2) 生涯学習の普及啓発

令和6年度「生涯学習月間」

ア 実施期間 令和6年11月1日～11月30日

イ 実施内容

(ア) 月間の周知・広報

- ・インターネットへの掲載（県HPなど）
- ・県庁舎内展示の実施（11月18日～22日）

(イ) 関係機関・団体等の取組促進

- ・県・市町村：講座・教室・体育祭・地区文化祭などの開催等
- ・学校：学校開放講座の実施、施設の一般開放等
- ・社会教育関連団体：構成員への生涯学習活動奨励、県民への学習機会の提供等

(3) 子どもの読書活動の推進

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、都道府県における「子ども読書活動推進計画」の策定（努力義務：第9条）が定められた。

それに基づき、令和元年度末に「豊かな読書を子どもたちに～発達段階に応じた取組～」を基本理念とする「第4次長野県子ども読書活動推進計画」を策定し、電子図書館の整備など、県内の子どもの読書環境充実に取り組んでいるほか、市町村における同計画策定の負担軽減を目

的として、令和4年「地方分権改革に関する提案募集」において、同計画の上位計画への包含を可能とすることについて提案し、同年12月20日の閣議決定を受け可能となったため、市町村への周知を行った。

令和5年3月に、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたことに基づき、令和6年度末に「読むこと」、「知ること」の楽しさを全ての子どもたちに」を基本理念とする「第5次長野県子ども読書活動推進計画」を策定した。この計画では、「信州全体での子ども読書活動の推進」「子ども読書活動推進のための環境整備」を取組の柱とし、社会的気運の醸成や情報発信、横断的で有機的なネットワークの構築・充実について取組を進める。